

平成28年7月22日

内閣府政策統括官（防災担当）加藤 久喜 様
文化庁長官 宮田 亮平 様
国土交通省都市局長 栗田 卓也 様
熊本県知事 蒲島 郁夫 様
熊本市長 大西 一史 様
宇城市長 守田 憲史 様
天草市長 中村 五木 様
菊池郡大津町長 家入 勲 様

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 三井所清典
一般社団法人 日本建築学会会長 中島 正愛
公益社団法人 日本建築家協会会長 六鹿 正治
熊本地震被災文化財建造物復旧支援委員会委員長 後藤 治

熊本地震被災文化財建造物の再生のための提言

2016年4月に発災した熊本地震によって被災した文化財建造物の被災状況調査が、文化庁による文化財ドクター派遣事業に基づき、6月より開始されています。現在、被災後3か月の段階ではありますが、7月22日にその中間報告会を東京新宿区(工学院大学)で開催しました。中間報告会までの調査結果をみると、国指定以外の文化財建造物にも甚大な被害が発生しています。熊本城に代表される重要文化財建造物等の国指定の建造物についての一日も早い復旧が望まれることはもちろんですが、国指定以外のものは公的な助成措置がないものも多く滅失の危機に瀕しています。それらを失うことは、文化財を失うというだけでなく、地域の歴史ある風景を失うこととなります。

文化庁では、国指定以外の文化財建造物の再生のために、文化財保護・芸術研究助成財団の寄付を募り支援を行うと聞き及んでおります。我々、文化財ドクター派遣に関係した専門家が属する3団体及び復旧支援委員会は、それに積極的に協力する所存ですが、それに加えて、関係機関のできる措置として、下記の通り提言します。

記

1 復興基金を活用した事業支援を行うこと

平成16年新潟県中越地震、平成19年能登半島地震では、復興基金を使って、被災した文化財建造物のうち公的な位置付けがあるもの（登録有形文化財建造物、地方公共団体指定・登録の建造物、景観重要建造物、並びに、市町村が推薦するそれらに準じた価値を持つ建造物など）について、その復旧費用の75%を助成する措置を県が行い、多くの文化財建造物が救済された。それにならない熊本地震でも同様の措置をとられるよう提言する。

2 文化財建造物が集中する地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定して支援を行うこと

能登半島地震では輪島市黒島地区が、東日本大震災では群馬県桐生市桐生新町地区及び宮城県村田町村田地区が、被災後に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、国県市町の支援を受け、文化財建造物と歴史ある風景が失われずに継承された。熊本県内では熊本市川尻地区、宇城市松合地区・小川地区、天草市牛深地区等で同様の措置をとられるよう提言する。なお、市は、

文化財保護法に基づく関係条例を制定し、地区を伝統的建造物群保存地区に指定する必要がある。

3 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下、歴史まちづくり法という)を用いた支援を行うこと

東日本大震災では、福島県白河市で歴史まちづくり法を用いて、城跡の復旧だけでなく市域に残る文化財建造物が歴史的風致形成建造物に指定され、国の支援で再生が行われた。熊本県内では、山鹿市では既に同法が適用されているが、その他にも熊本市古町・新町地区、大津町江藤家住宅(重要文化財)周辺地区において、その措置をとられるよう提言する。なお、市町は、同法の歴史的風致維持向上計画を早急に策定し、当該地区をその重点区域とし、地区内の歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定する必要がある。

4 文化財建造物の再生にヘリテージマネージャーを活用すること

各都道府県の建築士会では、日本建築士会連合会等と協力して、文化財建造物の再生に関する知識を修得した建築士等の技術者(ヘリテージマネージャー)の育成を行っている。上記の1～3の支援にあたって、その担い手として被害調査に関与したヘリテージマネージャーを活用するよう提言する。

また、被災した重要文化財建造物の復旧にあたっては、従来文化庁が認めた主任技術者等が行っていたが、今回の被災にあたっては、本年度から開始された重要文化財建造物美装化事業の方法を適用し、ヘリテージマネージャーを被害の大きさに鑑み、活用されるよう提言する。

なお、ヘリテージマネージャーを活用することは、文化財の価値を適正に守ることにつながるだけでなく、地域の新たな雇用を生み、経済の再生にも寄与するものと考えられる。

以上